二　相談室
　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
三　医務室
　入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
四　食堂及び調理室
　食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。
五　その他の設備
　イ　廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
　ロ　火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（秘密保持等）

第十二条　女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（居室の入所定員）

第十三条　一の居室の定員は、原則一人とする。

２　女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

（自立支援等）

第十四条　女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

２　女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

３　女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

（食事の提供）

第十五条　食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

２　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第十六条　女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

４　業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

（保健衛生）

第十七条　女性自立支援施設は、入所者については、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

２　女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

３　女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

４　女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第十八条　女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一　当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二　入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三　入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四　当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。